

☆\*\*\*\*\*☆

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（○）      DB規約（○）      DC      （○）  
厚年基金（○）      会計基準（ ）      その他      （ ）

### 【タイトル】 第23回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2023年6月12日、第23回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、前回に引続き関係団体からのヒアリングが行われました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33545.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33545.html)

<参考>2023年5月22日メルマガ 「第22回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について」

[https://www.sa.nissay.co.jp/\\_media/info2023/magazine/n359\\_nenkin\\_magazine\\_20230522.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2023/magazine/n359_nenkin_magazine_20230522.pdf)

### 【議事】

#### 1. 関係団体からのヒアリング

関係団体より、資料に沿って説明がなされました。（主にDCに関する事項が中心）

#### （1）全国銀行協会<資料2より一部抜粋>

##### ○要望

- ・ 拠出限度額の撤廃または引上げ【重要】
- ・ 加入者の属性により異なる拠出限度額の簡素化【重要】
- ・ 企業型DCの拠出限度額外でのiDeCo拠出の認容【重要】
- ・ マッチング拠出制度における従業員拠出額の要件の見直し
- ・ 脱退一時金の支給要件の緩和
- ・ 国民年金の第3号被保険者がiDeCoに加入した場合における掛金の所得控除

- ・退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃【重要】
- ・退職一時金制度からの資産移換要件の緩和
- ・中小企業退職金共済からの資産移換
- ・iDeCo+のさらなる要件緩和
- ・指定運用方法の設定義務化【重要】
- ・運用指図者の資産移換方法の弾力化
- ・年金受給の選択に資する税制の構築

(2) 日本損害保険協会<資料3をもとに記載>

○検討要望事項

- ・掛金に関する制度改正
  - －企業型 DC における加入者掛金の限度額について、事業主掛金額以下という制限の廃止
- ・デジタル社会への対応
  - －iDeCo の諸変更手続きにおいて、細分化されている帳票の集約。国基連のポータルサイトで電磁的に手続きできるような仕組みの構築
- ・制度の利便性向上
  - －iDeCo の加入者等への送付物が宛先不明となる事例が一定割合発生していることから、国基連から加入者等への住所変更手続きの勧奨や、国基連が J-LIS（地方公共団体情報システム機構）を利用して住所等の確認を実施し、この情報を運営管理機関に還元するといった仕組みの構築
- ・規制緩和による制度普及
  - －中小企業退職金共済から他の企業年金制度への移行条件の緩和

(3) 日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会

<資料4-1をもとに記載>

○第21回社会保障審議会企業年金・個人年金部会で示された「今後の検討における主な視点（例）」に対する、証券業界・資産運用業界としての具体的な考え方

- ・加入可能年齢及び受給開始年齢上限の引上げ
- ・拠出限度額の更なる拡充
- ・退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること
- ・生涯拠出枠と自由度の高い年間拠出限度額の導入
- ・iDeCo の各種手続き簡素化・迅速化、マイナンバー活用も含め事務手続き効率化
- ・DC への拠出可能額をねんきん定期便等に見える化

- ・中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の対象企業の要件を緩和すること
- ・DC への自動加入・オプトアウトの仕組み検討
- ・指定運用方法の実績にもとづく検証と見直し
- ・運営管理機関による加入者への個別の投資アドバイスを可能とすること
- ・資産の取崩しと運用を両立するための投資教育、制度整備等を行うこと
- ・運用指図者や自動移換者への投資アドバイス、教育の方策等を検討すること
- ・その他
  - －マッチング拠出の弾力化／老齢給付金の受給要件の緩和／DC に係る特別法人税を撤廃すること／中途引出要件の緩和／国民年金の第3号被保険者が iDeCo に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること
  - ／財形年金貯蓄から iDeCo への移換を可能とすること／中途退職に伴う退職一時金について企業型 DC 又は iDeCo への移換を可能とすること

## 2. 委員からの意見（一部抜粋）

- ・指定運用方法の義務化について
  - －どの商品を選定するかという意味で、企業側の運用能力が求められる。
- ・DC への自動加入・オプトアウトの仕組みの検討について
  - －諸外国の例を紹介していただいているが、諸外国とは公的年金の状況が異なっているため、日本においてどのように導入できるか、公的年金との関係からも整理する必要がある。
  - －企業年金制度は各社の福利厚生の一部であり、人事戦略上の手段のひとつ。iDeCo や NISA 等の自助努力制度とはスタンスが異なる。私的年金として一括りにせず、それぞれの性質をふまえた議論が必要。
- ・マッチング拠出の加入者掛金の上限撤廃について
  - －企業が事業主掛金を増やす努力が弱まることに繋がらないか、という懸念もある。
  - －若年層に限らず、離転職を重ねた方の場合、事業主掛金額が少なく、加入者掛金も少なくならざるを得ないという状況も考えられる。そのような事象もふまえて議論したい。

部会の最後に、事務局より、次回以降の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

\*\*\*\*\*メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）\*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)

\*\*\*\*\*

日本-年基-202306-170-0098-D